

空き家家財処分費等補助金申請の流れ

【補助対象経費】

- ・ ごみ処理手数料、運搬に係る費用
- ・ 廃棄物処理業者等への処分委託費用
- ・ 特定家庭用機器リサイクルに係る費用
- ・ 空き家等の屋内外の清掃費
- ・ 空き家等の屋外の樹木伐採・草刈に係る費用（ただし空き家等の敷地内に限る。）

【交付額】

対象となる経費の 1/2（上限額 10 万円）

ステップ① 事前申込

家財処分に着工する前に事前申込が必要です。

申請者は空き家の所有者等またはその相続人です。

購入者の場合は事前申込時において購入契約後 1 年未満の方が対象です。

- ・ 補助金事前申込書（様式第 1 号）
- ・ 警察照会用誓約書（様式第 1 号）申請者分
- ・ 申請者の身分証明書（免許証の写し等）

※事前申込後は、家財処分の前でも空家情報バンクの申請が可能です。ただし、家財処分後に写真の差替えが必要です。

※この申込みは補助金の交付を確約するものではありません。ステップ③の交付申請順で予算の範囲内となります。



ステップ② 家財処分

事前申し込み後、1 年以内に事業を完了してください。



ステップ③ 補助金交付申請

家財処分が完了日した日を含めて 30 日以内又は申請年度の 2 月中旬までのいずれか早い時期までに申請をしてください。

- ・ 補助金交付申請書（様式第 3 号）
- ・ 補助金交付請求書（様式第 5 号）

※ 添付書類は、別紙「交付申請に必要な書類」をご確認ください。



ステップ④ 補助金交付決定・補助金交付

（約 4 週間）

請求書の指定口座に補助金を振り込みます。

※偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたと認められるとき又は空き家バンク登録後 3 年以内に成約又は災害等以外の理由により当該登録を取り消したときは補助金の返還を求めます。